

仙台市介護保険審議会
地域密着型サービス運営委員会
(第7期計画期間 第6回会議)

日時：令和元年9月24日（火）

午後6時

場所：仙台市役所本庁舎2階

第4委員会室

次 第

1 開 会

2 報 告

- (1) 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について（資料1）
- (2) 地域密着型サービス事業の廃止について（資料2）
- (3) 他市町村の事業者の指定について（資料3）
- (4) 施設の整備状況について（資料4）（参考資料4）

3 議 事

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定について（資料5）（参考資料5-1～5-3）
- (2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について（資料6）（参考資料6）

4 そ の 他

5 閉 会

資 料

- 資料 1 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について
- 資料 2 地域密着型サービス事業の廃止について
- 資料 3 他市町村の事業者の指定について
- 資料 4 施設の整備状況について
- 参考資料 4 施設整備状況一覧表(令和元年9月6日現在)
- 資料 5 地域密着型サービス事業者の指定について
- 参考資料 5-1～5-3 地域密着型サービス事業者指定に係る事業概要
- 資料 6 地域密着型サービス事業者の指定更新について
- 参考資料 6 地域密着型サービス事業所に対する実地指導の実施状況について

仙 台 市 介 護 保 險 審 議 会

地域密着型サービス運営委員会（第7期計画期間 第6回会議）議事録

日時：令和元年9月24日（火）18:00～

場所：市役所本庁舎2階第4委員会室

＜出席者＞

【委員】

板橋純子委員、木村昭憲委員、草刈拓委員、小坂浩之委員、斎藤誠一委員、
田口美之委員、土井勝幸委員、宮林幸江委員長、渡邊純一委員
以上9名、五十音順

【仙台市職員】

郷家保険高齢部長、中村介護保険課長、岩瀬介護事業支援課長、
松本地域包括ケア推進課長、熊谷介護保険課管理係長、高橋指定係長、佐藤居宅サービ
ス指導係長、伏見施設指導係長

＜議事要旨＞

1. 開会

報告(1)～(4)については公開、議事(1)、(2)について非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、
看護小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、認知症対応型通所介護及び地域密
着型通所介護の募集結果について（資料1）
- (2) 地域密着型サービス事業の廃止について（資料2）
- (3) 他市町村の事業者の指定について（資料3）
- (4) 施設の整備状況について（資料4）（参考資料4）

事務局より説明

宮林委員長：今の説明について、質問や意見はあるか。

田口委員：資料2、事業譲渡に至る経緯について聞かせていただきたい。

高橋係長：施設に併設されている他のサービスに注力していくため、認知症対応型共同生
活介護については譲渡するという法人の方針によるものである。

田口委員：譲渡される認知症対応型共同生活介護について、入居率はどの程度であったの
か。

佐藤係長：ほぼ満室だと聞いている。

また、今後は障害福祉サービスの方に注力していきたいという意向も伺っている。

田口委員：資料3について、他市町村に所在する地域密着型サービス事業所を利用することはなかなか認めてもらえない状況であるが、他に仙台市民が他市の事業所を利用するための指定は行っているのか。

高橋係長：本件については、地域密着型サービスに移行する前から利用を行っていた者がいたため、その個別の利用者に限り、利用を認めるために指定を行ったものである。同様に、この事業所のほかにも他市の事業所を指定したケースはある。

木村委員：資料4、未整備の日常生活圏域があるが、このうち潜在的な利用希望者がいる区域はあるのか。

岩瀬課長：統計的なデータはないが、利用希望者がいる圏域もあるものと思われる。

木村委員：利用希望があるのであれば、何としても整備を急がなければならない。よろしくお願いしたい。

小坂委員：事業譲渡に伴う廃止が報告されているが、介護スタッフは譲渡先法人でそのまま雇用継続されるのか。

高橋係長：継続を希望される方についてはそのまま雇用されるとのことである。ただ、スタッフ自身の意向により、譲渡元に残る方もいらっしゃる。譲渡先は高齢者福祉サービスに力を入れている事業者であるが、高齢者福祉よりも障害福祉サービスの方で力を発揮したいといった意向を持っている従業員は、譲渡元に残るようであった。

3. 議事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について（資料5）（参考資料5-1から5-3）

事務局より説明

宮林委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

斎藤委員：3件目の認知症対応型共同生活介護の指定について、居住費、食費、光熱費と列記されているが、居住費に食費や光熱費等は含まれていないのか。

岩瀬課長：含まれていない。居住費に加えて、食費や光熱費が計上される。

木村委員：立地が都市部ということもあるが、アパートの家賃相場に比しだいぶ高いという印象。介護サービス利用料が含まれているなら納得できるのだが。

岩瀬課長：介護サービス利用料は居住費に含まれておらず、別途負担が必要となる。

木村委員：1か月の費用を計算すると、20万円を少しきる程度の額が必要。国民年金のみの支給を受けている方は入居が難しい。

田口委員：居住費については、事業所の立地を考えると、相場より少し高い程度だと思う。居住費は家賃相場に比例しており、都市部の相場が高くなる傾向がある。

土井委員：社会福祉法人だともう少し安いところがあるが、営利法人としては相応くらいの設定という印象。

板橋委員：当初の事業計画において低所得者向けの居室を設けることを計画しているにも関わらず、そのような居室は数や位置が限られており、入居できないということもあると聞く。例えば車いすの方が、低所得者向けの部屋がこの階にしかないからといってエレベーターなしの施設の2階に住めるかといわれると難しい。

木村委員：申請時の料金形態と事業開始後実際に支払を受けている金額が一致しているかチェックする仕組みはあるのか。

高橋係長：実地指導の際にチェックする。

田口委員：近年生活保護で支給を受けることができる扶助費額が下がっており、既存の入居者はともかく、新規の人は扶助費が不足し入居できないということもあるのでは。

斎藤委員：生活保護を受けている場合でも、家賃が他の居室より高くて特定の部屋に居住する必要性が高い人については、生活保護の実施主体が取り計らって扶助費を上乗せしてくれたケースがあるようだが。

木村委員：生活保護の方でも入居の融通がきく制度設計になっていってほしいものだ。

(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料6)(参考資料6)

事務局より説明

宮林委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

木村委員：指摘事項は改善されたということであるが、何かペナルティはないのか。

岩瀬課長：営業停止や指定を取り消すケースもないわけではないが、悪質な場合である。

実地指導で行うこれらの指摘は、事業者側と行政側の認識のズれを正し、より良い制度運営を図っていきたいという趣旨によるところが大きく、違反があってもそれが理解の誤りによるものであれば、すぐさま処分に至るといったことはない。

草刈委員：昨年度や今年度は、自主還付する事業所はなかったのか。

佐藤係長：過年度ほど多額ではないが、報酬を返還した事業所はある。

木村委員：制度の理解の誤りがあって過誤請求してしまったということだが、制度改正の説明会は行っているのであろうから、その上で間違ったということか。そうであれば、より手厚く説明を行ってほしい。

土井委員：条文は解釈がわかれれる表現も多く、事業者側と行政側の解釈の相違といったのも事業者が過誤請求を行ってしまう要因の一つである。

草刈委員：同じ事例であっても保険者によって適不適の判断が異なることがあるという、いわゆるローカルルールが存在しているといった状況も事業者側と行政側の認識のズれを招く要因としてあげられる。

木村委員：ローカルルールがあるということは、法律で決まっている以外に、仙台市としての解釈を持つことも可能ということか。以前の委員会で仙台市独自の基準を、といった話を提案した際は基準設定は難しいという回答を受けたが、ローカル

ルールが許されるのであれば、法律の範囲内で、仙台市の状況に応じたルールを作つてほしい。

板橋委員：更新対象の地域密着型通所介護事業所のうち、無資格者を機能訓練指導員として配置していたり、介護職員の配置が人員基準に満たしていないという事業所があるが、具体にどういう状況であったのか。

佐藤係長：制度改正において、集団での機能訓練指導であれば無資格者が機能訓練をすることも可能とされたところを、配置が義務付けられている機能訓練指導員についても無資格者でよいと誤認してしまったものである。また介護スタッフの件については、インフルエンザ等で突発的に介護職員が欠員となった状況であり、悪質なものではない。

斎藤委員：定員数の記載があるが、更新を行うにあたり、定員数が変更となる事業所はあるか。

高橋係長：変更となる事業所はない。

4. その他

宮林委員長：その他、委員から質問や意見はあるか。

草刈委員：介護施設と、ハザードマップとのすりあわせを整備前に行っているか。

また、災害時要援護者情報登録制度がどれくらい活用されているのか。

制度を知らない方が多いように思う。また要援護者登録にあたっては申請が必要となっており、申請に行くことができない方は登録できないという不便な部分がある。簡便に登録を受けることができるような手法を検討いただくこと、また繰り返し制度のアナウンスをいただくことを行政側にはお願いしたい。

高橋係長：事前協議の際にハザードマップとの突合せを行い、避難計画の内容について指導や助言させていただいている。また、指定を行った折は、防災等を所管している仙台市危機管理室に対し当該事業所情報を報告しているため、指定を行った介護施設については要援護者がいる施設として仙台市危機管理室のリストに載っている状態である。

草刈委員：土砂災害を想定したリスク管理はどのくらいされているのか以前お尋ねしたところ、検討しますという回答であり、その後情報提供がなかった。土砂災害は繰り返すことによって被害の程度が大きくなるから、見直しを含めて指導をお願いしたい。

郷家部長：災害時要援護者登録制度について、具体的な数字については把握していないので、後日御報告させていただきたい。

また、ご意見いただいたことは関係課に伝えさせていただく。

草刈委員：介護保険行政側から災害時要援護者登録制度への登録を事業所指定を受ける前に推進させる仕組みはないのか。地域密着型の施設こそ、施設任せではなく、災害時要援護者登録制度を行政側からも推進する動きを作つていければいいと

考えるのだが。

田口委員：災害時要援護者登録制度は、本当に援護を必要とする人が登録せず、自立の人
が登録していたりなど、登録内容と実態との間に乖離があるようだ。

斎藤委員：災害はいつ起きるかわからない。避難時に援護が必要となる方を適切に把握し、
援護できる体制を早急に構築すべきである。

土井委員：運営推進会議により、地域の中で助けあいができる状況が整いつつあるようよ
うに思われる。

郷家部長：皆様おつしやっているとおり、災害への備えは常日頃からしていかなければな
らないと思う。関係課にも本日いただいた意見を伝え、対応を検討していきた
い。

宮林委員長：最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明

5. 閉会

以上、議事録の記載内容につきまして相違ありません。

令和 年 月 日

議事録署名者

(委員長)

印

(委 員)

印

仙台市介護保険審議会
地域密着型サービス運営委員会
(第7期計画期間 第7回会議)

日時：令和2年1月9日（木）
午後6時
場所：仙台市役所本庁舎2階
第4委員会室

次 第

1 開 会

2 報 告

- (1) 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について（資料1）
- (2) 認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定結果について（資料2）
- (3) 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助あり)の整備事業の応募状況及び選定について（資料3）
- (4) 地域密着型サービス事業の廃止について（資料4）
- (5) 地域密着型サービス事業の指定事項変更について（資料5）
- (6) 他市町村の事業者の指定について（資料6）
- (7) 施設の整備状況について（資料7）（参考資料7）

3 議 事

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定について（資料8）（参考資料8-1～8-3）
- (2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について（資料9）（参考資料9）

4 その他

5 閉 会

資 料

- 資料 1 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について
- 資料 2 認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定結果について
- 資料 3 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助あり)の整備事業の応募状況及び選定について
- 資料 4 地域密着型サービス事業の廃止について
- 資料 5 地域密着型サービス事業の指定事項変更について
- 資料 6 他市町村の事業者の指定について
- 資料 7 施設の整備状況について
- 参考資料 7 施設整備状況一覧表(令和2年1月1日現在)
- 資料 8 地域密着型サービス事業者の指定について
- 参考資料 8-1~8-3 地域密着型サービス事業者指定に係る事業概要
- 資料 9 地域密着型サービス事業者の指定更新について
- 参考資料 9 地域密着型サービス事業所に対する実地指導の実施状況について

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第7期計画期間 第7回会議）議事録

日時：令和2年1月9日（木）18:00～

場所：市役所本庁舎2階第4委員会室

＜出席者＞

【委員】

板橋純子委員、木村昭憲委員、小坂浩之委員、齊藤誠一委員、
田口美之委員、土井勝幸委員、宮林幸江委員長、渡邊純一委員
以上8名、五十音順

【仙台市職員】

郷家保険高齢部長、中村介護保険課長、岩瀬介護事業支援課長、
松本地域包括ケア推進課長、熊谷介護保険課管理係長、高橋指定係長、佐藤居宅サービス指導係長、伏見施設指導係長

＜議事要旨＞

1. 開会

報告(1)～(7)については公開、議事(1)、(2)について非公開 → 異議なし
議事(1)について、対象の事業所が1件追加となったことによる資料の追加を事務局から説明(追加資料：資料8-1、参考資料8-4)

2. 報告

- (1) 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定結果について(資料2)
- (3) 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助あり)の整備事業の応募状況及び選定について(資料3)
- (4) 地域密着型サービス事業の廃止について(資料4)
- (5) 地域密着型サービス事業の指定事項変更について(資料5)
- (6) 他市町村の事業者の指定について(資料6)
- (7) 施設の整備状況について(資料7)(参考資料7)

宮林委員長：今の説明について、質問や意見はあるか。

齊藤委員：資料2、1事業者のみ選定に至らなかったようであるが、その理由は何か。

高橋係長：選定数の上限枠があるため、基礎審査やサービス内容の審査を行った結果の合計得点を出して、得点が高い事業者が順に選定された。選定に至らなかつた事業者に欠格事由があつたわけではない。

小坂委員：資料 2、第二中学校区は過去にうまくいかなかつた経緯があるため、今度こそしっかりとお願いしたい。前回うまくいかなかつたのは（不動産の）契約の問題ということだったので、そういう問題がわかつていれば教えていただきたい。

資料 5、既存の建物がある事業所が定員を変更したようだが、増設したり、既存の部屋を 2 人部屋仕様にしたりなどの設備の変更はあつたのか。

高橋係長：まず資料 2 について、開設予定地の土地の確保及び建物の権利関係、また法人の財務状況の健全性も確認し、おそらく土地の確保及び建築については心配ないだろうということは確認している。

資料 5 については、定員といつても登録の定員を変更したものである。日々受け入れる定員と別に設定が必要となる、「利用するために事前に登録しておく定員」を増員したものであるため、設備が何か変わつたというのは特段ない。

木村委員：資料 4、廃止した件数がいつもと違ひ少なくてよかつた。ただ、基準を教えるだけではなくて、経営の仕方を教えていかなければ。そういう研修を仙台市でやるか、事業者の団体でやるような研修への支援をしていくべきと考える。せっかく開設したのに人手不足で廃止、代わりの事業所を募集しても集まらないではいけないと思う。

田口委員：木村委員がいうような、役所が経営に関するバックアップをする事はない。今回の報告資料で 10 名定員のところが 1 件廃止、10 名定員のところが新たに 3 件申出られたようだが、小規模の事業所は運営が難しい。M&A で売りに出されても地域密着型通所介護事業所は買い手がつかない。

ほかの小規模自治体だと少数名定員では地域密着型通所介護の開設を認めないところも多い。いくら頑張ってもらっても先が見えないことが多いから個人的には指定しない方がいいのではとも思う。制度上は指定しないといけないようであるが。

木村委員：何から何までやるっていうところまでではないが、やりようがあるのでは。採算がとりやすいやり方はないのか。

郷家部長：介護保険は民間の方々のノウハウを活かしてサービスを提供してもらうというもののがあって、競争が働くことでお互いのサービスを高めてもらうという考え方の中でやっている。特定の事業者が、事業経営が厳しくなつたといって役所が特別に介入するのは公平性の観点から難しい。そもそも、市役所の職員自体の経営に関するノウハウも、民間の方に比べ高いわけではない。

小規模事業所の運営が難しいというのは申請をいただいた段階からお話ししている。経営がうまくいくものもあるが、なかなか財政的な問題で行き詰まるといったこともある。廃止する事業所も発生するというのは制度の中で想定されているところであり、事業者間の切磋琢磨の中でサービスの質等の向上を図っていくことが介護保険制度の考え方であるということはご理解いただきたい

い。

木村委員：意見交換会のようなものはないのか。

斎藤委員：土井委員のやっている連絡協議会で何かやっていないのか。

郷家部長：事業者間でそういう団体を作り、情報交換をやっているところもあるようだ。

ただ、最終的に団体に所属するかどうかという点についても事業者の判断である。そういうことも含めて事業者としてどういう運営をしていくか判断していただいているというところである。

木村委員：話はわかるが、最終的に困るのは仙台市民、またそれを支援する仙台市である。

市民は将来安定した経営のできる施設がないとすると困ってしまう。仙台市としても開設廃止再募集といったサイクルを繰り返すことはコストが生じるということではないか。

土井委員：私ども、宮城県の老人保健施設連絡会については、老人保健施設に関するものであるため、小規模事業所の経営に関するノウハウはない。ただ、小規模事業所を運営している若手経営者の間でも勉強会が開催されており、これについては小規模事業所をビジネスモデルとしてどう運営していくかといった部分がメインとなっている。私もこの勉強会に参加しているのであるが、若手経営者だけでなく、もっと参加者の裾野を広げようという話も出ているため、そういう中でノウハウを共有してやっていこうという流れではある。

斎藤委員：どの業界でも、情報交換しながら経営に関する問題についても考える研修会をやっている。それと同じ問題なのでは。そういう組織がないなら作ってやるなり、先進地がないものか。よその府県とか。

木村委員：効率のいい介護の仕方を共有するというか。事業所間の相互研修などを行えないか。開設しても、数年たつたら廃業するの繰り返しでは残念だなと思う。せっかく意思をもって取り組もうとした方が。

土井委員：田口委員がいうように、定員 10 人規模のデイサービスは非常に経営が厳しいと思う。若手経営の方々の勉強会は、成功モデルを集めのではなく、うまくいかなかつた事由を集める会にしたいねという話をしている。

田口委員：私が所属している団体は在宅系の民間事業者の団体であるが、ある程度研修会としてマネジメントを教えることもあるが、個別の企業の支援はしない。ノウハウを持っている会社がのれん料をとて開設するパターンが小規模デイサービスでは結構多いが、こののれん料が高いし、途中で解約したらものすごいキャンセル料をとる。郷家部長の話にもあったが、介護保険制度の仕組みとしては、つぶれたところは市場から評価されなかつたんだというスキーム。措置の時代であれば話は違うが、介護保険になった今は役所は経営に関する支援はやらない。市場が評価するかしないかは各事業者さんの力量にゆだねられている。

木村委員：いい経営のケース、悪い経営のケースをまとめていかないと、ノウハウが積みあがつていかない。ノウハウを積み上げはぜひ事業者団体にやっていってほしいと思う。

宮林委員長：日本は短い期間で超高齢化社会になってしまったので世界が日本の動向に注

目している。仙台市は力を入れている方だと思うけど、公共事業ができる部分は限界がある。スウェーデンやアメリカとかだと、福祉施設がない区域は自分たちがやるんだという意識が強い。日本ではまだそういう意識は育っていないように感じる。市民も立ち上がって、住みよい場所にする責任があるんだよっていうのを一言言いたい。日本人はなんでもお役所に頼んで、できなければ役所が悪いとなってしまうところは悪いところかなと。みんな頑張っていると思うが、違う突破口がなければだめだと思うところもある。

斎藤委員：10人スタートの場合は早急に規模拡大するよう言つていいかないと。どれほど大きい資産持っていてもすぐ食いつぶしてしまうと思う。

廃止ということになれば、別法人が事業を引き継ぎ同じ場所で同じスタッフからサービスを受ける場合でも、利用者としては、今までと違う感覚を持つと思う。

木村委員：この中学校区に住みたいと思ってもらうには、施設だけでなく、地域住民のバックアップがあつてこそ。委員長がいっていたように、地域住民の方が共同して、みんなで支えるバックグラウンドづくりができればいいと思う。

田口委員：昨年12月に、介護事業経営概況調査という調査を厚労省が実施している。この調査は制度改正前後の平成29年度と平成30年度との決算状況を比較しているのであるが、地域密着型通所介護の収支差は2.6パーセント。地域密着型通所介護の定員は最大18人だが、10人くらいの小規模だとマイナスになるかもしれない。通所介護は相当報酬下がったのであるが、こちらの収支差は3.3パーセントでかつかつ。このデータみてそれでもデイサービスを始めるというのはもう自己責任だと思う。

斎藤委員：各地区にある空き家を提供して、認知症の方に共同して生活してもらえる場を地区が提供するなどで民間の協力が可能では。家賃や土地売買のコストもダウンすると思う。

3. 議事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について（資料8）（参考資料8-1から8-4）
事務局より説明

宮林委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

土井委員：資料8-1、定員8名とあるが、午前午後に分けて実施するため、実質1日で16名を受け入れる効率のいい運営ということを念頭において議論いただいた方がいいと思う。こういう短時間型のパターンで儲かるケースがあるようだ。うまくいけばよいが。

田口委員：受け入れ員数は倍かもしれないが、前回の報酬改定で、短時間の提供はかなり報酬単価が下がった。それで廃業になった事業所も多い。

国も、意図的に大きい法人だけ残ればいいという認識をもってやっているのかも。新規開設しても、結果的に淘汰されてしまうので実質、デイサービスの総

数はそんなに変わっていないように思う。

木村委員：利用者にとって、半日でしか利用できないことはいいのだろうか。日中ずっと利用したいのでは。

土井委員：個別的な機能訓練だけをしたいという方は2号被保険者には多く、そういったニーズに合わせているのかと思う。実際そのケースで実施した時に経営的に安泰かというと決して私はそうは思わないが。

田口委員：整骨院が多くやるパターン。医療保険だと送迎はサービス内容に入らないが、介護保険のデイサービスは送迎もサービスに包含されているから。うまくいけばいいが。

斎藤委員：週4日での運営か。祝日がある週だと、3日しか運営しないのか。

田口委員：週4日はもったいない気がするが、職員の数が少ないから。案外合理的かも。

土井委員：私たちの仲間でも起業してこういう形でやっているところはあるが、つぶれる事業所も多い。うまくいくところは裾野を広げていっているようだが、ばくちに近い感じ。今はただ機能訓練で体動かせばいい時代でなく、日常生活のなかでどううまく使っていただくか、そこからのコーディネートが前提でないとデイサービスの意味がないので。

板橋委員：参考資料8-1、資料内におむつ代の利用者負担額が記載されているが、通所介護の場合、おむつ代は利用者が負担するのか。

高橋係長：日常生活上必要となる経費は徴収できる。もちろん事業所が購入したものを使う場合に限るが、利用者から徴収しても問題はない。

(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料9)(参考資料9)

事務局より説明

宮林委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

(意見は特になし)

宮林委員長：これらの事業所の指定を更新してよろしいか。

⇒異議なし。

4. その他

宮林委員長：その他、委員から質問や意見はあるか。

斎藤委員：前回の委員会で質問した災害時要援護者登録制度について、要援護者登録数と、そのうち要介護・要支援認定を受けている方の数について事務局から資料の送付があった。しかし質問したのは、ただ単なる登録者数ではなく、登録者数に対する支援者の数の割合である。総務省から、援護が必要な方に対して何人の支援者をつけることといった通達が来ているはず。この通達に基づいた要介護者一人当たりに必要な支援者数の充足率はどうかという確認をしてほしいという話をしたつもりだったのだが。

郷家部長：趣旨をはき違えていて失礼した。直接担当している部署ではないため、そういう

うデータがあるかも含めて、関係課に確認しながら、連携して回答の連絡をしたい。

田口委員：私も要援護者登録数と真に必要な方の乖離について質問したが、いただいたデータから、支援が本当に必要な人は登録数の1/3ということは確認できた。あまり裾野を広げすぎるのでなく、本当に必要な人に絞ったほうがいいのでは。

齊藤委員：要援護者登録制度に関しては介護保険の担当部署が直接所管しているわけではないのかもしれないが、災害時への福祉施設に要援護者を移送可能か、また施設において受け入れ可能かという観点では介護保険を所管している介護事業支援課にも関連するところであり、制度の所管課とも連携していってほしい。

宮林委員長：最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明

5. 閉会

以上、議事録の記載内容につきまして相違ありません。

令和 年 月 日

議事録署名者

(委員長)

印

(委 員)

印